

『一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち』をめざして

横手市男女共同参画行動計画

第4次計画 (令和3～7年度)

令和3年3月

横手市

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の趣旨…………… 3
- 2. 計画の役割と位置づけ…………… 3
- 3. 計画の期間…………… 3

第2章 計 画 の 内 容

- 1. 基本理念…………… 4
- 2. 横手市における男女共同参画社会の将来像と基本目標…………… 4
- 3. 計画の体系…………… 5

第3章 行 動 計 画

家族・家庭

自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

- (1) 現状と課題…………… 7
- (2) 施策の内容と行動計画…………… 7～10

社会活動

対等な社会参画による元気な地域づくりをめざして

- (1) 現状と課題…………… 11
- (2) 施策の内容と行動計画…………… 11～16

雇用・労働

仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

- (1) 現状と課題…………… 17
- (2) 施策の内容と行動計画…………… 17～22

福祉・健康

自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

- (1) 現状と課題…………… 23
- (2) 施策の内容と行動計画…………… 23～28

教育・行政

共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

- (1) 現状と課題…………… 29
- (2) 施策の内容と行動計画…………… 29～32

第4章 横手市女性活躍推進計画

- (1) 計画の位置づけ…………… 3 3
- (2) 推進計画の内容…………… 3 4

第5章 計画の推進体制

- 1. 推進体制の整備…………… 3 6
- 2. 市民団体との連携…………… 3 7
- 3. 計画の進行管理…………… 3 7

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

横手市では、平成18年12月に横手市男女共同参画行動計画を策定し、横手市における男女共同参画社会の将来像を「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」として以来、3次にわたり行動計画を策定してきました。平成20年10月には「横手市男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んで参りました。

国では、男女共同参画社会基本法が平成11年に制定されて以来、平成27年における女性活躍推進法の成立、平成28年の改正育児・休業法及び男女雇用機会均等法によるいわゆるマタニティハラスメント防止措置の義務化など、女性の社会における能力発揮を後押しするべく法整備が図られています。また、平成30年には時間外労働の上限規制や有給休暇の消化義務などを盛り込んだ改正労働基準法及びパワーハラスメントの防止が明記された労働施策総合推進法が成立するなど、社会における女性の活躍を阻んできた労働慣行等の是正への取り組みが始まり、男性の家事・育児参加等が進むことにより性別役割分業意識の解消が促進されることが期待されます。

秋田県においても、平成14年4月に秋田県男女共同参画推進条例を施行し、平成18年9月に新秋田県男女共同参画推進計画を策定して以来第4次計画までが策定され、地域特性に応じた総合的な施策を展開してきました。

このような男女共同参画社会の形成に向けた法令、制度等との整合性を図るとともに、「第3次横手市男女共同参画行動計画」の計画終了に伴う検証結果を踏まえ、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため、第4次計画を策定いたしました。

2. 計画の役割と位置づけ

- (1) この計画は、横手市総合計画との整合を保ちながら、横手市が行う男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に推進する指針として作成するものとする。
- (2) 男女共同参画社会基本法及び秋田県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重して策定するものとする。
- (3) 配偶者暴力防止法第2条の2に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（基本方針）」及び「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第2期基本計画」の内容を勘案して策定するものとする。
- (4) この計画の中から女性活躍に関連する行動計画と数値目標を抜粋し、女性活躍推進法において定める女性の職業生活における活躍についての推進計画として位置付けるものとする。

3. 計画の期間

- (1) この計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。
- (2) 社会情勢の変化、国・県の動向、計画の進捗状況を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
行動計画(第3次) 見直し					第4次行動計画				

第2章 計画の内容

1. 基本理念

- (1) 男女ともに基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画できる社会を構築します。
- (2) 男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を構築します。
- (3) 仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を構築します。
- (4) あらゆる分野において女性が活躍できる社会を構築します。

2. 横手市における男女共同参画社会*の将来像と基本目標

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会*を実現するため、その将来像を

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち とし、

次の5つの基本目標に添った行動計画に基づき、総合的に施策を展開します。

家族・家庭 ……自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

社会活動 ……対等な社会参画による元気な地域づくりをめざして

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

雇用・労働 ……仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

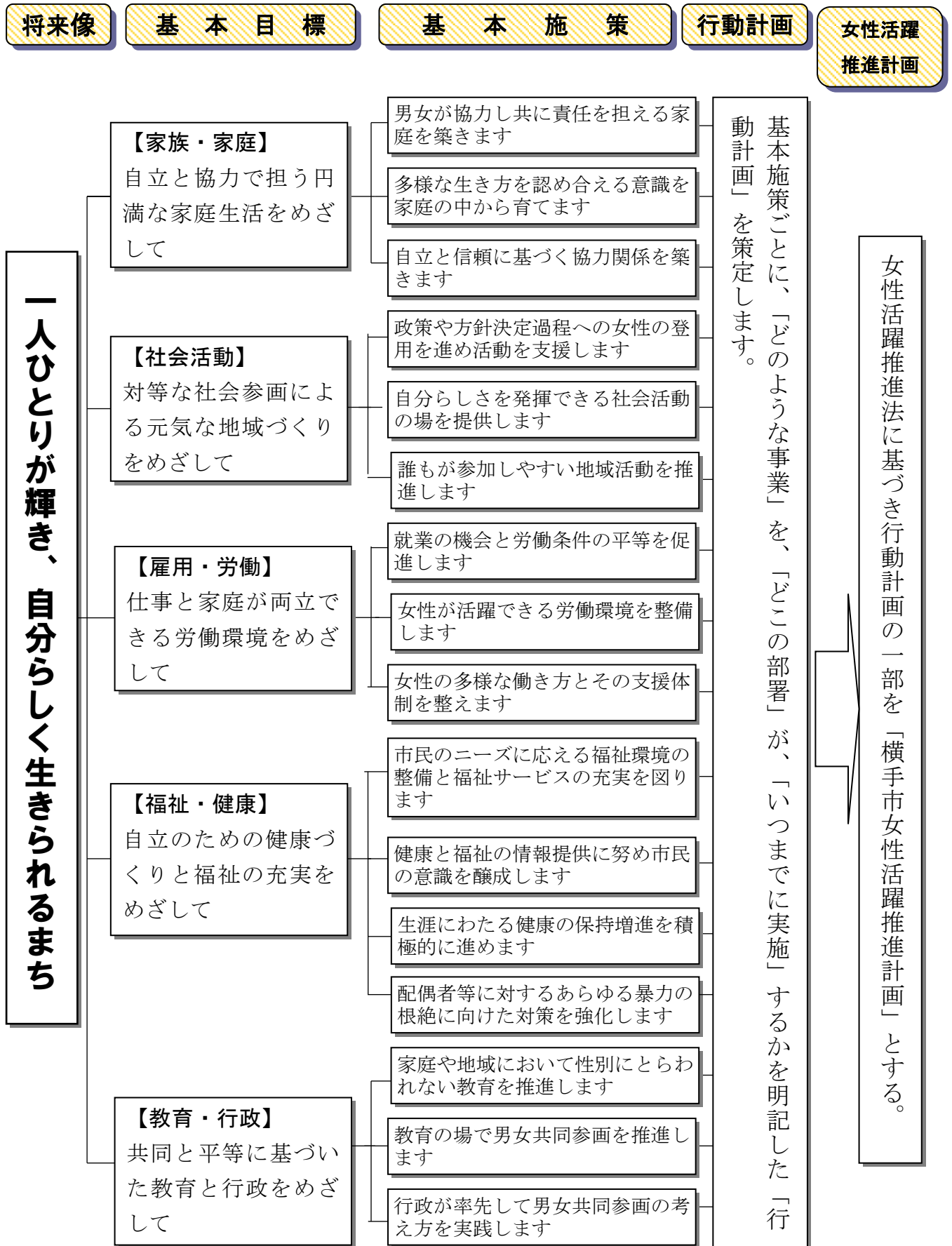
福祉・健康 ……自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

教育・行政 ……共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

教育の場においては性別にとらわれない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

3. 計画の体系



第3章 行 動 計 画

この章では、これまでの取組や、第3次計画の実績報告をもとに、5つの基本目標ごとに「現状と課題」を整理し、その課題を解決するための「基本施策」を掲げ、その施策に基づいて『どのような事業』を『どこの部署』が『いつまで』に実施するかを示した「行動計画」を記載しています。

これにより、事業の主体性を明確にするとともに、計画の実効性を高めようとするものです。

行動計画の記載例

■ 行動計画では、基本施策の項目ごとに次のように一覧表示しています。

基本施策 ①男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます

ア. 男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます・・・施策の内容を表しています

行 動 計 画 (男女共同参画指標)	担 当 部 署	新規 継続	現状値 R2年度	目標値 R7年度	女性 活躍
具体的な行動計画と目標となる指標 について今後の取組を表しています	担当部署を記載して います	3次計画 から継続 か新規か を表して います			女性活躍 推進計画 に関わる 部分に○ がついて います
* 家族経営協定数** 「*」印がつけられた用語については、本計画 書 38～40 ページに解説があります。	農業振興課 農業委員会	継続	100組	120組	○

「*」は、他の部門の施策としても掲載していることを表しています。

基本施策 ①男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます

現状と課題

本市における男女共同参画に関する実態調査の結果では、家庭における家事等の役割分担について、全体的に過半数を占める割合は女性が担っており、9年前の調査と比較してもほとんど変化がないなど、男性の参画があまり進んでいない状況です。

固定的な性別役割分担意識*や偏りは時代と共に変わりつつありますが、未だ解消されておらず、家庭生活の中で様々な問題をもたらしています。

家族がお互いを認め合い、男性も女性も家事・育児・介護等において、性別や年代にとらわれない柔軟なかかわり方を創り出していかなければなりません。

施策の内容と行動計画

ア. 男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	男女共同参画意識調査の実施	地域づくり支援課	継続	○
*	家族経営協定*の啓発と導入の推進	食農推進課	継続	

イ. 家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	固定的な性別役割分担意識*の見直しの促進	地域づくり支援課	継続	○

ウ. 子どもを生き育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	一時、休日、病児・障がい児、延長保育などの特別保育事業の充実	子育て支援課	継続	
	学童保育の全学年児童の受け入れを目指す	子育て支援課	継続	
	学童保育指導員の資質向上のための研修会の実施と参加促進	子育て支援課	継続	
	子育てグループへの支援と地域連携の充実	子育て支援課	継続	○
	ひとり親家庭への制度周知及び支援	子育て支援課	継続	

男女共同参画指標	担 当 部 署	現状値 R1 年度	目標値 R7 年度	女性 活躍
家族経営協定数*	食農推進課	119 組	130 組	
病児保育実施ヶ所数	子育て支援課	13 ヶ所	18 ヶ所	
「ファミリーサポートセンター活動件数」 (小学生まで、病児・病後児含む)	子育て支援課	416 件	400 件	○

基本施策 ②多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます

現状と課題

固定的な性別役割分担意識*を見直す機会として、育児講座や介護・健康講座等を開催していますが、意識が十分に浸透してきているとは言えません。特に、男性自身の意識改革は男性にとっても重要であり、女性だけではなく男性がより暮らしやすくなるものである点に留意する必要があります。

学習会や研修会の内容については、親しみやすく分かりやすいものとし、性別・年代問わず誰もが参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要となります。

施策の内容と行動計画

ア. 性別による固定的な役割分担意識*を見直す機会を提供します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	男性の家事・育児・介護への参画推進につながる講座、出前セミナーの開催機会の拡大	地域づくり支援課 子育て支援課 地域包括支援センター 生涯学習課	継続	○
	男女がともに認識を高められるフォーラム等の開催	地域づくり支援課	継続	

イ. 誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	地域単位での学習会等の開催	生涯学習課 各地域課	継続	
	各種行事での託児の実施	地域づくり支援課	継続	

基本施策 ③自立と信頼に基づく協力関係を築きます

現状と課題

介護に係る問題の把握や問題解決をスムーズに行うことのできる体制を構築し、要介護者や障がい者とその家族を効果的に支援していく必要があります。

また、各種休暇制度や支援制度について、労働者・事業主双方に対しての周知は徐々に浸透してきておりますが、活用されているとはまだ言えない状況です。

誰もが安心して暮らせる環境を整えるため、行政機関だけではなく地域のネットワークを機能させていく必要があります。

施策の内容と行動計画

ア. 要介護者や障がい者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
介護者の交流や悩み相談窓口の充実と訪問体制の整備	地域包括支援センター	継続	

イ. 家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
* 事業主に対するワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*支援制度の周知徹底及び男性の意識と職場の風土改革に向けた啓発活動の取組強化	地域づくり支援課 商工労働課	継続	○
男性従業員の育児介護休業取得促進のための企業に対する学習会の開催	地域づくり支援課 商工労働課	継続	

基本施策

①政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します

現状と課題

誰もがその個性を十分に発揮し、いきいきと自分らしく暮らせる社会の実現のためには、いろいろな考え方を活かしていくことが大切であり、意思決定過程への女性の参画拡大を図ることが求められています。

本市における各種審議会等での女性委員の割合は、令和2年4月現在で26.2%、行政委員は22.0%と方針や政策を決定する場での女性の割合がまだまだ少ない状況です。

方針や政策を決定する場への女性の参画を推進するため、人財育成やチャレンジ支援を充実させるなど、個性と能力を発揮できる社会づくりが必要です。

施策の内容と行動計画

ア. 各種審議会委員等に女性を積極的に登用し支援します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
*	各種審議会委員の女性比率目標を40%とする	すべての部署	継続	○
*	行政委員会の女性比率目標を30%とする	すべての部署	継続	○
	各種審議会等における委員の選出方法の見直しを図り、女性の参画を推進	地域づくり支援課 すべての部署	継続	

イ. 社会への参画意識の高揚に努めます

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	女性リーダー養成のための先進事例や研修会情報の提供	地域づくり支援課	継続	○

第3章 行動計画【社会活動：対等な社会参画で元気な地域づくりをめざして】

男女共同参画指標	担当部署	現状値 R1年度	目標値 R7年度	女性 活躍
各種審議会委員の女性比率	すべての部署	26.2%	40%	○
行政委員会の女性比率	すべての部署	22.0%	30%	○

基本施策

②自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します

現状と課題

市民一人ひとりが自分らしく生活を楽しむことができ、人間性豊かな社会を実現するためには、趣味やボランティアなどの地域活動への参加も大切です。しかし、ライフスタイルやニーズの多様化などにより、特に若い世代の参加者が少なかったり、活動内容により男女の役割が固定されているなど、市民一人ひとりが地域の一員としてその能力が十分発揮できる状況になっているとはいえません。

ボランティア意識の高揚を図り、各団体間のつながり・ネットワークづくりの強化、多様な参画スタイルの促進を図るため、活動情報の提供や活動支援を充実させていく必要があります。

施策の内容と行動計画

ア. ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア団体の育成・充実を支援します

行	動	計	画	担	当	部	署	新	規	継	続	女	性	活	躍
	傾聴ボランティア*	養成講座の開催とその活用		生涯学習課		社会福祉課		継続							
	ボランティア活動への参加推進			生涯学習課		社会福祉課		継続							
	ジュニアリーダー*	の周知と参加促進		生涯学習課				継続							
	ボランティアコーディネーター*	の育成とボランティアの派遣調整		生涯学習課				継続							
	学校支援ボランティアの積極的活用			生涯学習課				継続							

イ. 社会活動への参加促進のために情報を積極的に提供します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	県の「学びサポートあきた」等を活用した情報提供	生涯学習課	継続	
	生涯学習奨励員等に対する研修機会の充実	生涯学習課	継続	

男女共同参画指標	担 当 部 署	現状値 R1 年度	目標値 R7 年度	女性 活躍
ジュニアリーダー*人数	生涯学習課	38 人	50 人	
ボランティア団体への登録団体数(社協登録)	社会福祉課	54 団体	60 団体	
学校支援ボランティア登録者数	生涯学習課	218 人	250 人	

基本施策

③誰もが参加しやすい地域活動を推進します

現状と課題

性別や年代を越えて住民相互の交流を深めている地域もありますが、多くの地区の地域活動では、性別・世代の偏り、また参加者が固定化されている部分もあり、各団体間のネットワークの強化と活動情報の提供や活動支援の充実、活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

また、PTA、自治会・町内会、消防団等の活動では、女性の参画の機会はあるものの、役員・団員への就任は限定的で、誰もが地域の中で色々な活動に参加しやすい環境の整備が求められています。

防災の分野や環境の分野では、女性を含めた地域対応力が求められることから、女性の視点に立った防災活動や環境活動についても推進しなければなりません。

施策の内容と行動計画

ア. 人財が育つ環境を整備し、誰もがともに参画できる体制づくりに努めます

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
人財育成のリーダー養成や研修講座の開催など 人財を育てるための事業を充実	地域づくり支援課 生涯学習課	継続	○
人財育成に関わる機関やリーダーのネットワークづくりの推進	生涯学習課	継続	

イ. 活動内容により固定化している役割を見直します

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
地区会議や町内会等での参加しやすい学習機会の提供	生涯学習課 各地域課	継続	
性別、世代を越えた多様な地域活動の推進	地域づくり支援課 各地域課	継続	
地域活動情報の積極的な提供	地域づくり支援課 各地域課	継続	

ウ. 地域の防災・環境問題に取り組みます

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	防災分野における政策・方針決定過程へ女性の参画拡大	総務課 危機管理課	継続	
	地域での防災や消防の取り組みに女性の力の活用	総務課 危機管理課	継続	
	女性の視点を取り入れた防災・復興の体制整備	総務課 危機管理課	継続	
	男女共同参画の視点を反映した防災訓練を各地域で実施	地域づくり支援課 危機管理課	継続	
	男女共同参画の視点を踏まえ、環境保全活動を行っている地域の団体との連携の推進	生活環境課	継続	

男女共同参画指標	担 当 部 署	現状値 R1 年度	目標値 R7 年度	女性 活躍
人財育成のリーダー養成研修	生涯学習課	2回／年	3回／年	

基本施策

①就業の機会と労働条件の平等を促進します

現状と課題

労働の場での男女共同参画は、男女雇用機会均等法や育児休業法の施行により改善されつつあるものの、事業所において労働環境の整備や制度の導入促進が課題となっており、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くみられます。

また、雇用形態や賃金の面で男女格差があるほか、女性の能力が偏見なく、公正に評価されていないことも現状としてあります。

一方、令和2年に新型のウイルスの感染が拡大したことにより、都市部を中心にテレワークの普及が進むなど、結果的に働き方の多様化が促進されている側面もあります。

今後、事業所へ制度活用が進められるよう周知を図るとともに、事業主自身が男女共同参画を意識した事業所の運営ができるよう取り組んでいく必要があります。

施策の内容と行動計画

ア. 女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
男女雇用機会均等法の周知徹底	商工労働課 地域づくり支援課	継続	
事業主に対する母性健康管理措置(産前産後の健康管理等)の周知及び母性保護の充実	商工労働課 地域づくり支援課	継続	
労働者に対する育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課 地域づくり支援課	継続	
テレワーク(在宅就労) [*] の推進	商工労働課 地域づくり支援課	継続	
事業主、幹部社員に対する様々なハラスメント ^{**} の防止啓発	商工労働課 地域づくり支援課	継続	

イ. 企業に対して各種支援制度の周知や意識改革の機会を提供します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	事業主や幹部社員に対する育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	継続	
	就業環境に関するアンケートを5年ごとに実施	商工労働課	継続	
	フレックスタイム制度を市報及びホームページ等で周知	商工労働課	継続	

ウ. パートタイム労働者の権利を確保し労働条件の向上をめざします

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	パートタイム労働法、助成金制度等の法制度を市報及びホームページ等で周知	商工労働課	継続	○
	ハローワークと連携した労働相談の充実	商工労働課	継続	○

基本施策

②女性が活躍できる労働環境を整備します

現状と課題

固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見を背景に、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男性の十分な分担が必ずしも得られず、家事等における女性の負担が高いのが現状です。

事業主を含め、男女がともに働き方、暮らし方、意識を変革し男性中心型労働慣行等を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら家事、育児、介護等へ参画し、仕事と生活の調和が図られた職場環境づくりをする必要があります。

施策の内容と行動計画

ア. 家庭生活との調和の取れた職場環境を整備します

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
県男女イキイキ職場宣言事業所との情報交換を推進(実施)	商工労働課 地域づくり支援課	継続	○
時間単位で取得できる有給休暇制度の導入・活用促進を図るため、市報及びHP等で周知	商工労働課	継続	
育児等による退職者の再就職制度の普及促進(マザーズハローワーク*の活用)	商工労働課	継続	
イクボス*養成講座の開催 (育児・子育て・介護への男性参画の重要性をボス自身から発信)	商工労働課 地域づくり支援課	継続	○
* 事業主に対するワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*支援制度の周知徹底及び男性の意識と職場の風土改革に向けた啓発活動の実施	商工労働課 地域づくり支援課	継続	○

イ. 育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
*	一時、休日、病児、障がい児、延長保育などの特別保育事業の充実	子育て支援課	継続	
*	学童保育の全学年児童の受け入れを目指す	子育て支援課	継続	
	ファミリー・サポート・センターにおけるサポート会員の確保	子育て支援課	継続	○
	男女がともに参加できる「子育て」「介護」等のセミナーの開催	子育て支援課 地域包括支援センター	継続	

男女共同参画指標	担 当 部 署	現状値 R1 年度	目標値 R7 年度	女性 活躍
病児保育実施ヶ所数	子育て支援課	13ヶ所	18ヶ所	

基本施策

③女性の多様な働き方とその支援体制を整えます

現状と課題

起業のための情報提供や支援制度については、国や県の制度が充実しており、市では相談窓口の他に、未来の起業家を育成するための「Biz サポートよこて*」で近い将来横手市内で新たに起業しようとする方、または起業して間もない方に対し、安価で事務作業スペースを提供するとともに、起業のためのノウハウや経営指導、各種支援制度等の情報提供など多角的な支援を行っています。

農業分野でのネットワーク化の進展や女性農業従事者の活躍がみられ、産直施設や6次産業化の進展により今後、起業のための相談体制や起業しやすい環境の整備が求められています。

また、地域の多様な人財を活用できるようさらに情報のネットワーク化を図るとともに、コミュニティビジネス*などの新たなビジネスモデルへの支援が必要です。

施策の内容と行動計画

ア. 女性の起業のための情報提供や支援制度を整えます

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
起業支援制度、窓口の充実、活用促進(食品販売加工、IT 活用、コミュニティビジネス*等の支援強化)	商工労働課	継続	
起業セミナー等の開催	商工労働課	継続	○
女性起業家の紹介やネットワーク化の促進	商工労働課	継続	○

イ. 自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
*	家族経営協定 [*] の啓発と導入の推進	食農推進課	継続	
	商工団体と連携し研修機会の増加を図る	商工労働課	継続	
	女性農業従事者への経営・技術指導の実施	よこて農業創生大学 事業推進室 食農推進課 実験農場	継続	○

ウ. 女性のキャリアアップや活躍のため研修機会を設け情報を提供します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	各種知識、技術、資格習得等のスキルアップセミナーの開催	商工労働課 地域づくり支援課	継続	○
*	女性の参画(活躍)状況の「見える化」 [*] (雇用・労働分野)	商工労働課 地域づくり支援課	継続	○

男女共同参画指標	担 当 部 署	現状値 R1 年度	目標値 R7 年度	女性 活躍
家族経営協定数 [*]	食農推進課	119 組	130 組	

基本施策

①市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります

現状と課題

年々高齢化が進行し、高齢者のみの世帯も増加しているため、高齢者世帯の見守りや、出かけることが困難になっている現状に配慮して地域の巡回に力を入れる必要があります。

また、加齢に伴い認知症の発症が増加の傾向にある状況も考慮して、認知症サポーター養成講座の充実が求められます。

ライフスタイルの多様化に応じ、子育て世帯の親が仕事に就けるよう社会福祉施設や教育・保育施設での受け入れを充実させる必要があります。

施策の内容と行動計画

ア. 市民のニーズの把握と速やかに対応するためのシステムを整えます

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	地区巡回による福祉・保健講座の実施	地域包括支援センター 健康推進課 社会福祉課	継続	
	認知症サポーター養成講座の実施	地域包括支援センター	継続	
	民生児童委員、福祉協力員との地域連携の推進	地域包括支援センター 健康推進課 社会福祉課 高齢ふれあい課	継続	

イ. 多様なライフスタイルに対応した、利用しやすい福祉サービスの充実に努めます

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	社会福祉施設、教育・保育施設の整備と施設サービスの充実	地域包括支援センター 社会福祉課 高齢ふれあい課 子育て支援課	継続	
	障がい者及び高齢者支援に係る関係機関・職種と研修会・講座・連絡会議の開催	地域包括支援センター 健康推進課 社会福祉課 高齢ふれあい課	継続	

男女共同参画指標	担 当 部 署	現状値	目標値	女性 活躍
		R1 年度	R7 年度	
認知症サポーター数	地域包括支援センター	10,781 人	14,000 人	
病児保育実施ヶ所数	子育て支援課	12 ヶ所	12 ヶ所	

基本施策

②健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します

現状と課題

市報、ネットワークなどを活用した情報提供は充実し、スムーズになってきています。健康と福祉の情報は内容により必要とする年代が様々であり、真に情報を必要とする人が受け取れるように提供する媒体を考慮するとともに、地域に出向いての講座開催なども必要です。

ボランティアについての意識を醸成するため、学校や職場等への介護体験機会を提供しています。

施策の内容と行動計画

ア. 誰にでも分かりやすい情報の提供と伝達の方法を構築します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	市報、ホームページ、冊子等による利用者を考慮した情報提供の徹底	地域包括支援センター 健康推進課 社会福祉課 高齢ふれあい課 子育て支援課	継続	
	公共施設等身近な場所での福祉関連講座の実施	地域包括支援センター 健康推進課 社会福祉課 子育て支援課	継続	

イ. ボランティア意識を啓発し市民の福祉の心を育てます

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	学校や職場等への介護体験機会の提供	地域包括支援センター	継続	

基本施策

③生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます

現状と課題

健康についての正しい知識の習得と、生活習慣を見直すことが心身の健康づくりにつながります。生活習慣病予防や重症化防止のための行動変容に結びつくよう、健（検）診の受診率の向上を目指すとともに、栄養教育や健康の駅を活用した健康づくりについてライフステージごとの学習機会を提供していく必要があります。

また子育て世帯に対し、妊娠期から育児期までの切れ目のない支援ができるよう相談体制を強化していかなければなりません。

施策の内容と行動計画

ア. 心身ともに主体的な健康管理を実践できる体制を整えます

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
生活習慣病の予防や健康増進のための学習機会の提供	健康推進課	継続	
健康の駅利用者 1 万人以上に増加	健康推進課	継続	

イ. 幼児期から健康に対する意識を育てます

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
健康診査などの機会に健康教育・保健指導を実施	健康推進課	継続	
子育て世帯に対して妊娠期、出産期、育児期まで切れ目のない学習機会や相談体制の提供	健康推進課 子育て支援課	継続	
思春期健康教育の充実	健康推進課	継続	

第3章 行動計画【福祉・健康：自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして】

男女共同参画指標	担当部署	現状値 R1年度	目標値 R7年度	女性 活躍
健康教育(成人・老人)	健康推進課	1,258回	1,300回	
健康教育(栄養・健康増進)	健康推進課	2,100回	2,150回	
健康教育(児童・生徒)	教育指導課	市立全 小中学校	市立全 小中学校	
小児生活習慣病予防健診	健康推進課 教育指導課	市立全 小中学校	市立全 小中学校	
喫煙防止教育	健康推進課 教育指導課	市立全 小学校	市立全 小学校	
地域密着型健康の駅(小規模駅)	健康推進課	63ヶ所	76ヶ所	

基本施策

④配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します

現状と課題

家族構成の変化や SNS*の普及などにより、以前より暴力が起きやすい環境にあると言われています。また、人権意識が高まり、DV*、虐待などについて関心が寄せられています。

暴力は心身に重大な傷を残すもので、許されるものではありません。被害にあった方の相談に対応できるよう連携を強化し、キャンペーンなどの啓発活動を行う必要があります。

暴力の低年齢化による、中高生のデートDV*に関しては予防セミナーが有効です。

施策の内容と行動計画

ア. 広報啓発と相談窓口の充実を図ります

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	広報活動と相談窓口の周知	地域づくり支援課	継続	
	DV防止キャンペーンの実施	地域づくり支援課	継続	○

イ. DVの防止と被害者支援体制の充実を図ります

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	関係者の知識向上のためのDV対策担当者会議の開催	地域づくり支援課	継続	
	関係機関と連携強化を図り支援体制を整備	地域づくり支援課	継続	○
	中高校生に対するデートDV予防セミナーの実施	地域づくり支援課 教育指導課	継続	

基本施策

①家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します

現状と課題

固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見については、少しずつ意識が変わりつつあるものの、家庭や地域においては、その認識や理解は十分とは言えません。

固定的な性別役割分担意識*は幼い時からの躰や生活習慣、教育などを通じて無意識のうちに形成されることから、家庭や地域社会で行われる教育や学習の場が必要です。そこで、男女共同参画意識の視点での学習の充実と、市の関係部署及び関係機関との連携を図り、地域に根差した啓発活動を展開していく必要があります。

施策の内容と行動計画

ア. 家庭において男女共同参画について学ぶ機会を提供します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	市の広報を活用した男女共同参画についての意識啓発及び情報提供	地域づくり支援課	継続	○
	「カジダン・イクメン」*育成教室・講座の開催による男性の家事・育児への参加の促進	地域づくり支援課 子育て支援課 生涯学習課 各地域課	継続	○

イ. 地域が行う男女共同参画活動を支援します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	秋田県南部男女共同参画センターと連携した事業の展開	地域づくり支援課	継続	○

男女共同参画指標	担 当 部 署	現状値	目標値	女性 活躍
		R1 年度	R7 年度	
市の広報を活用した男女共同参画についての意識啓発	地域づくり支援課	4回/年	6回/年	

基本施策

②教育の場で男女共同参画を推進します

現状と課題

学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実が求められるものの、男女共同参画を推進していく取り組みが十分ではないという課題があります。

今後は、児童生徒が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高め、多様性を認め、互いの個性や能力を尊重して主体的に社会に参画することができるよう、教職員研修の充実や専門機関と連携し教育の場での施策の実施に努めます。

施策の内容と行動計画

ア. 男女共同参画意識の視点及び多様性に配慮した教育を推進します

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
教育機関において女性の活躍を推進	教育指導課	継続	○
生命や人権・多様性をテーマに教育活動を実施	教育指導課	継続	
教員・職員研修において男女共同参画推進や多様性に配慮した研修を実施	教育指導課	継続	

イ. 学校、家庭、地域での男女共同参画を推進します

行 動 計 画	担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
「男女共同参画推進協議会」との連携強化	地域づくり支援課	継続	○
在住外国人の安全、安心な生活支援の提供	秘書広報課	継続	
PTAなどの機会を活用した意識啓発活動の推進	教育指導課	継続	

基本施策

③行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します

現状と課題

男女共同参画社会形成の推進を図るためには、行政が率先して範を示すとともに、あらゆる機会を捉えて男女共同参画意識の普及啓発活動を展開する必要があります。

そして、市内の現状としては性別にとらわれることなく職員の採用や管理職への登用が行われていますが、男女共同参画への取り組みはまだ十分とは言えません。

そこで、市内推進委員会を中心とした職員の研修の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスと女性活躍を推進していきます。

施策の内容と行動計画

ア. 能力を公平に評価した職員採用や管理職への登用を推進します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	性別にとらわれない、能力評価による公平な登用	人事課	継続	○
	男女共同参画に関する研修会の実施	地域づくり支援課 人事課	継続	○

イ. 市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
	「男女共同参画市内推進委員会」を主とした職員研修の開催	地域づくり支援課 人事課	継続	○
	男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりの積極的推進	人事課	継続	

ウ. 政策、方針決定過程への女性の参画拡大を促進します。

行 動 計 画		担 当 部 署	新規 継続	女性 活躍
*	各種審議会委員の女性比率目標を40%とする	すべての部署	継続	○
*	行政委員会の女性比率目標を30%とする	すべての部署	継続	○
	女性管理職への登用の促進	人事課	継続	○
*	女性の参画(活躍)状況の「見える化」*(行政分野)	人事課	継続	○

男女共同参画指標	担 当 部 署	現状値 R1 年度	目標値 R7 年度	女性 活躍
女性の課長級昇任試験受験率	人事課	25.0%	40%	○
各種審議会委員の女性比率	すべての部署	26.2%	40%	○
行政委員会の女性比率	すべての部署	22.0%	30%	○
男性職員(対象者)の育児休業取得率	人事課	0.0%	30%	

第4章 横手市女性活躍推進計画（第2次）

計画の位置づけ

平成27年8月28日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）が施行され、地方公共団体は、国の基本指針等を勘案し、区域内の女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努める事とされています。

その中で、市町村が策定する男女共同参画計画と一体のものとして策定することも可能とされていることから、横手市男女共同参画行動計画（第3次計画）の中に位置付ける形で「横手市女性活躍推進計画」（第1次）を策定いたしました。

今回も同様に、横手市男女共同参画行動計画第4次計画の策定にあたり、女性活躍に関連する行動計画と数値目標を抜粋し「横手市女性活躍推進計画」（第2次）として位置づけるものです。

推進計画の内容

1. 「自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして」【家族・家庭】

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

行 動 計 画	担 当 部 署
男女共同参画意識調査の実施	地域づくり支援課
固定的な性別役割分担意識*の見直しの推進	地域づくり支援課
子育てグループへの支援と地域連携の充実	子育て支援課
男性の家事・育児・介護への参画推進につながる講座、出前セミナーの開催	地域づくり支援課 子育て支援課 地域包括支援センター
事業主に対するワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*支援制度の周知徹底及び男性の意識と職場の風土改革に向けた啓発活動の実施	地域づくり支援課 商工労働課

2. 「対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして」【社会活動】

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

行 動 計 画	担 当 部 署
各種審議会委員の女性比率目標を40%とする	すべての部署
行政委員会の女性比率目標を30%とする	すべての部署
女性リーダー養成のための先進事例や研修会情報の提供	地域づくり支援課
人財育成のリーダー養成や研修講座の開催など人財を育てるための事業を充実	地域づくり支援課 生涯学習課

3. 「仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして」【雇用・労働】

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

行 動 計 画	担 当 部 署
パートタイム労働法、助成金制度等の法制度を市報及びホームページ等で周知	商工労働課
ハローワークと連携した労働相談の充実	商工労働課
県男女イキイキ職場宣言事業所との情報交換を図る	商工労働課 地域づくり支援課
イクボス [*] 養成講座の開催(育児・子育て・介護への男性参画の重要性をボス自信から発信)	商工労働課 地域づくり支援課
事業主に対するワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) [*] 支援制度の周知徹底及び男性の意識と職場の風土改革に向けた啓発活動の実施	商工労働課 地域づくり支援課
ファミリー・サポート・センターにおけるサポート会員の確保	子育て支援課
起業セミナー等の開催	商工労働課
女性起業家の紹介やネットワーク化の促進	商工労働課
女性農業従事者を活用した経営・技術指導の実施	よこて農業創生大学推進室 食農推進課 実験農場
各種知識、技術、資格習得等のスキルアップセミナーの開催	商工労働課 生涯学習課
女性の参画(活躍)状況の「見える化」 [*] (雇用・労働分野)	地域づくり支援課

4. 「自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして」【福祉・健康】

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

行 動 計 画	担 当 部 署
DV防止キャンペーンの実施	地域づくり支援課
関係機関と連携強化を図り支援体制を整備	地域づくり支援課

5. 「共同と平等に基づいた教育と行政をめざして」【教育・行政】

教育の場においては性別にとらわれない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

行 動 計 画	担 当 部 署
市の広報を活用した男女共同参画についての意識啓発	地域づくり支援課
イクメン団体の支援及び「カジダン・イクメン」*育成教室・講座の開催	地域づくり支援課 子育て支援課 各地域課
秋田県南部男女共同参画センターと連携した事業の展開	地域づくり支援課
教育機関において女性の活躍を推進	教育指導課
「男女共同参画推進協議会」との連携強化	地域づくり支援課
性別にとらわれない、能力評価による公平な登用	人事課
男女共同参画に関する研修会の実施	地域づくり支援課 人事課
「男女共同参画庁内推進委員会」を主とした職員研修の開催	地域づくり支援課 人事課
女性管理職への登用の促進	人事課
女性の参画(活躍)状況の「見える化」*(行政分野)	人事課

女性活躍推進計画指標	現状値(R1年度)	目標値(R7年度)
「ファミリーサポートセンター活動件数」(小学生まで)	416件	400件
各種審議会委員の女性比率	26.2%	40%
行政委員会の女性比率	22.0%	30%
女性の課長級昇任試験受験率	25.0%	40%

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するためには、行政、市民、各種団体、企業などのすべての人々や組織が、共通認識の下に一丸となって取り組んでいくことが必要です。そのため、広範・多岐にわたる各種施策を確実にまた効果的に推進するための体制を整備します。

(1) 市民による推進体制の整備

行動計画の効果的な推進を図るため、横手市男女共同参画推進協議会を設置し、市民の目線から男女共同参画に関する各種施策について協議、検討していただくとともに、計画の進行管理を行います。

また、行政が行う男女共同参画に関する企画、事業へ参画していただくとともに、意識啓発活動を推進します。

(2) 庁内における推進体制の整備

行動計画は、男女共同参画社会の実現を目指す総合的かつ具体的な事業計画であり、その施策は行政のあらゆる分野に及んでいることから、計画の推進のためには担当部署である地域づくり支援課はもとより、市政全体において男女共同参画の視点に立った事業展開が必要であり、職員一人ひとりがその意義を理解したうえで企画、立案、運営していかなくてはなりません。

このため、庁内各課所室の職員によって構成される「横手市男女共同参画庁内推進委員会」を設置し、関係部局間の総合的な連絡調整を図りながら、各種施策の効果的な実施に結び付けます。

また、推進委員会メンバーの研修などを実施し、職員への男女共同参画意識の普及啓発の推進役となります。

(3) 秋田県等との連携

秋田県南部男女共同参画センターをはじめ、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課及び男女共同参画「あきた F・F 推進員」と強固に連携し、市民に対する啓発活動などの施策を協力して実施します。また、国や県が開催する研修会に推進委員や職員が積極的に参加し、男女共同参画に関する県・国の新規施策や国際的な動向等について学ぶとともに、施策に生かしていきます。

2. 市民団体との連携

男女共同参画社会を実現するためには、法や制度の整備と併せて、市民一人ひとりの意識改革や生活の場での実践が必要であり、行政だけではなく地域や企業、市民団体との連携を図り、市民活動の広がりを支援し、ネットワーク作りを進めます。

(1) 市民活動の支援

男女共同参画を推進する NPO などの団体や地域における活動団体の育成を図り、その主体的な活動を支援するとともに、ネットワークづくりを進めます。

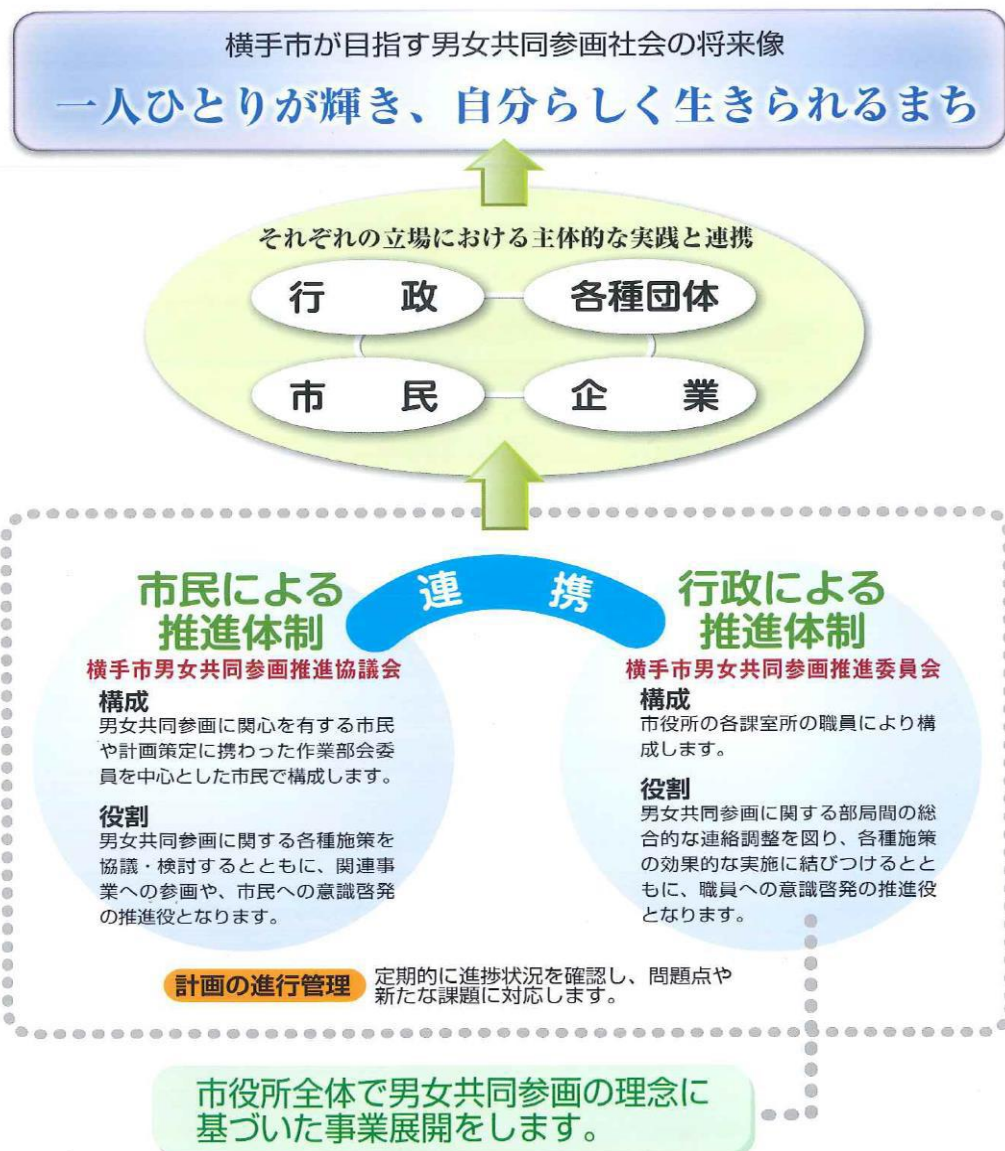
(2) 市民の意見を反映させた施策の展開

市民や市民団体に対して市報やホームページなどにより情報を積極的に提供するとともに、企業や NPO などの市民団体との情報交換の場を設けるなど、市民からの意見や要望などを施策に反映していきます。

3. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、「横手市男女共同推進協議会」や「横手市男女共同参画庁内推進委員会」に対して定期的に進捗状況を報告し、現状や問題点などを洗い出すとともに、緊急な課題や新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の推進と進行管理



男女共同参画に関する用語集

男女共同参画社会

男性も女性もお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会のこと。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成のための基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定める事により、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日に施行された。

女性活躍推進法

正式には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、国・地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けようとする意識のこと。

「男は仕事、女は家庭」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

家族経営協定

経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分発揮できるよう、農業経営を担っている世帯員相互間の労働条件等のルールを文書にして取り決めたもの。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事においても私生活においても充実した社会生活をおくることができるよう、仕事も私生活もそれぞれの人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

マザーズハローワーク

子どもを持つ女性を対象としたハローワークで、出産あるいは子育てのために仕事を辞めた女性が、もう一度仕事に戻ることを支援するために厚生労働省が始めたサービス。

傾聴ボランティア

傾聴ボランティアは福祉施設や自宅を訪問して、相手との信頼関係を前提に、話を否定することなく、じっくり聴く技術を身につけたボランティア。特別な資格は必要ないが(養成講座有)、単に話を聴くだけでなく、五感を使って思いやりの心で話し手の話を一所懸命聴き、人を理解することが求められる。

ボランティアコーディネーター

「ボランティア活動を行いたい」という意志を持つ人や社会組織のニーズ（ボランティア・ニーズ）と、「ボランティア活動の支援を求めたい」人や社会組織のニーズ（社会ニーズ）の間であって、それぞれのニーズが充足されるために必要な支援等を行う“触媒”としての役割を果たす専門的スタッフ。

ハラスメント

特定、不特定多数を問わず相手に対し、意図的に不快にさせることや、実質的な害を与えるなど強く嫌がられる、道徳(モラル)のない行為の一般的総称。近年はセクハラに加えパワハラ(地位や職権などをりようしたもの)やモラハラ(モラルによる精神的な嫌がらせ)などがある。

テレワーク（在宅就労）

勤労形態の一種で、情報通信機器等を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態をいう。また、テレワークで働く人をテレワーカーと呼ぶ。

イクボス

従業員や部下の、仕事と育児介護等に理解があり、両立しやすい環境の整備に努める経営者や上司のこと。

Biz サポートよこて（起業支援室）

未来の企業家を育成するために横手市が運営する施設。近い将来横手市内で新たに起業しようとする方、または起業して間もない方に対し、安価で事務作業スペースを提供するとともに、起業のためのノウハウや経営指導、各種支援制度等の情報提供など多角的な支援を行っている。

コミュニティ・ビジネス

地域住民が、地域のニーズへの対応や地域の課題を解決するために、ビジネス的手法で取り組む事業のこと。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのことである。Twitter、Facebook、LINE などがあり、利用している人は増加する一方で、SNS 上の不用意な行動に誹謗・中傷が殺到するしトラブルの原因にもなりうる。

DV・デートDV

配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係にある者から振るわれる暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)といい、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害である。

DVは、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがある。なかでも中高生の若い方々のDVをデートDVと言う。

カジダン・イクメン

家事・育児に積極的に参画する男性のこと。

「見える化」

関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気づきを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。

ジュニアリーダー

青少年ボランティア活動の一環として教育委員会の支援を受けて活動している中学生・高校生のことで、子ども会活動の支援や地域で活動する際に必要な知識や技能の習得を行っている。

参考資料：男女共同参画に関する用語集

ジェンダー「社会的性別」(gender)

生物学的な性別を示す「セックス (sex)」に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような社会的に形成された男性・女性の別のことをいう。

ジェンダー不平等指数 (GII : Gender Inequality Index)

リプロダクティブヘルス (妊産婦死亡率と、若年妊娠出産率)、エンパワーメント (議員の男女比と、初等・中等教育の男女比)、労働市場 (女性の労働市場参加率) の3つの側面、5つの指標によって、ジェンダー平等度を数値化したもの。

女性のエンパワーメント

女性が社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的変革に主体的にかかわりながら、自立する力を身に付けようとする事。

男女共同参画あきた F・F 推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、秋田県が平成13年度から年次計画で人材養成している推進員のこと。

F・F とはフィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty) の頭文字を取った造語。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいう。

結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。欧米先進諸国ではみられない現象。

ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」(positive action)

社会のあらゆる分野の活動に参画する機会における男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

具体的には、女性の参画比率について目標値を設けたり、男女の参画比率が一方の性に偏ることがないように、強制的に男女比等を定めるクォータ制などがある。

クォータ制 (割当制)

ポジティブ・アクション (積極的改善措置) の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

SDGs

サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ (持続可能な開発目標) の略称。国際社会共通の目標として2015年に国連が採択し、2030年までの達成が目指されている。

17の目標から構成され、5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられている。

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会と呼ぶ。

LGBT

レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者 (セクシャルマイノリティ) を表す。

参考資料 : 男女共同参画に関する用語集

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

秋田県男女共同参画推進条例（平成14年3月29日 秋田県条例第18号）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 基本的施策（第7条 - 第15条）

第3章 性別による人権侵害の禁止（第16条）

第4章 苦情の処理（第17条・第18条）

第5章 秋田県男女共同参画審議会（第19条 - 第23条）

附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本指針）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。

二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する

機会が確保されること。

四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。

六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。
(県の責務)

第4条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第8条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第11条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する

支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(教育の充実等)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究等)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第16条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。)をしてはならない。

第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

第17条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者(次条において「県民等」という。)は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員(以下「苦情調整員」という。)を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第18条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第5章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第19条 第7条第3項及び第18条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、

秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べるができる。

（組織及び委員の任期）

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第21条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第22条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任規定）

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第7条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

（以下略）

男女共同参画に関する国内外の動き

年号	世界の動き	日本の動き	秋田県の動き	横手市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年国際会議(マドリード)「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 		
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 			
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田の未来をひらく婦人のための「県内行動計画」策定 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」及び「世界会議(西暦2000年に向けての)」「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 		
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県女性行政推進計画「あきた女と男のハートアップ」策定 	
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置 		<ul style="list-style-type: none"> 「横手市女性懇話会準備委員会」発定
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 		<ul style="list-style-type: none"> 「横手市女性懇話会」を「横手市男女参画をすすめる会」に改称 「横手市にーさん運動」を提唱
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県女性行政推進計画「あきた女と男のハートアップ」改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 「横手市にーさん運動に向けての提言」策定
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行 		<ul style="list-style-type: none"> 「横手市にーさん運動推進委員会」が「横手市にーさん運動推進会議」に改称
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハートアップ」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「横手市男女共同参画社会行動計画」策定
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県中央男女共同参画センター開設 「あきたF・F推進員」養成開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「横手市男女共同参画社会行動計画評価委員会」設立
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> 「秋田県男女共同参画推進条例」施行 秋田県北部・南部男女共同参画センター開設 男女共同参画審議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「雄物川町男女共同参画懇話会」発定 「大森町男女共同参画社会推進委員会」委嘱 「山内村男女共生を考える会」が「いぶきの会」に改称
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行 		
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画活動拠点施設開設(6ヶ所) 	<ul style="list-style-type: none"> 増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村「男女共同参画計画」策定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画活動拠点施設開設(4ヶ所) 秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハートアップ」改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 10月1日、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村が合併し「横手市」となる
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 東京閣僚共同コミュニケの採択 	<ul style="list-style-type: none"> 新秋田県男女共同参画推進計画施行 あきた女性政経ゼミナール実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画推進室」設置 「横手市男女共同参画行動計画」策定
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(ニューデリー)、「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「パートタイム労働法」改正 「DV防止法」改正 「男女雇用機会均等対策基本方針」策定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村における男女共同参画計画の策定達成 市町村男女共同参画計画策定記念フォーラム 男女の意識と生活実態調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「横手市男女共同参画推進委員会」設置 「横手市男女共同参画推進協議会」設置

男女共同参画に関する国内外の動き

年号	世界の動き	日本の動き	秋田県の動き	横手市の動き
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> 第52回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）、「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」策定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告書提出 	<ul style="list-style-type: none"> 男女イキイキ職場知事表彰（5社） 男女イキイキ職場宣言事業所取組事例集作成 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画都市宣言
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> 第6回報告書に対して、国連女子差別撤廃委員会による最終見解が示される。 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法の改正（平成21年4月1日施行） 育児・介護休業法改正（平成22年度施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと秋田元気創造プラン策定 がんばる女性応援セミナー開催 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画都市宣言一周年記念フォーラム
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハートフル」改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画都市宣言二周年記念フォーラム 「第2次横手市男女共同参画行動計画」策定
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」（略称：UN Women）正式発足 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女間における暴力に関する調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画副読本「みんなイキイキ」発行 ハーモニー相談室機能強化事業 地域を変える男女共同参画実践カアアップ事業 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画・市民協働推進室が「横手市交流センターY2ぶらざ」に移動 横手市DV対策講演会 家田莊子氏「取材現場から【私の出逢った人たち】」開催
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 第4回女性に関するASEAN+3に合わせて第1回女性に関するASEAN閣僚級会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 災害対策基本法改正（地方防災会議における女性委員割合増・加） 「東日本大震災からの復興の基本方針」で復興施策に女性の視点を反映することを明記 	<ul style="list-style-type: none"> 「秋田の元気は女性から」発信事業 男女の意識と生活実態調査実施 地域の若者育成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画フォーラム「いきいきと働くための仕事と家庭の両立術」講演会開催 DV実態調査及びDV対策パンフレット作成
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> APEC女性と経済フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダイバーシティ経営企業100選」及び「なでしこ銘柄」選定 若者・女性活躍推進フォーラム 輝く女性応援会議 成長戦略の中核に女性の活躍を位置づけ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（生活の本拠を共にする交際相手含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 「輝く女性フェスタ」開催 女性の元気回復発信事業 イキイキ男性変身サポート事業 	<ul style="list-style-type: none"> 「被災地支援・防災・減災を考える～男女共同参画の視点から～講演会開催 男女共同参画創作落語「めでいあ・りてらしー」開催 横手市男女共同参画フェスティバルが開始。以下平成30年度まで継続して開催。
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! 2014）開催 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 男女が輝きやすい職場環境づくり 男女共同参画架け橋事業 学生のための男女共同参画事業 	<ul style="list-style-type: none"> DV・児童虐待防止講演会開催 男女共同参画社会づくり基礎講座「幸せに生きるチカラ～私が変わる あなたが変わる 地域が変わる～」開催
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20世界閣僚会合」） 国連サミットにおけるSDGsの採択（ジェンダー平等の達成を目標の一つに） WAW! 2015開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定 「男女共同参画基本計画（第4次）」策定 国連女性機関日本事務所開設 	<ul style="list-style-type: none"> あきた女性の活躍推進会議設置 秋田県女性活躍推進本部設置 「第4次秋田県男女共同参画推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待・DV防止講演会「子育てを もっと楽に もっと楽しく」開催 「横手市男女共同参画行動計画第3次計画」策定
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> WAW! 2016開催 	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正。マタニティハラスメントの防止等を目的（平成29年1月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「秋田県女性の活躍推進企業表彰」創設 	<ul style="list-style-type: none"> 横手市ワークスタイル研修がスタート。以降毎年開催
2017年 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回G7男女共同参画担当大臣会合開催 WAW! 2017開催 		<ul style="list-style-type: none"> あきた未来創造部に次世代・女性活躍支援課を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 横手市ワーク・ライフ・バランス講演会がスタート。以降毎年開催
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革関連法の制定（労働基準法・パートタイム労働法の改正）（平成31年4月施行） 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」交付・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 第3期ふるさと秋田元気創造プラン策定 あきた女性活躍・両立支援センター開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に横手市長が加入
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> 第5回国際女性会議WAW! /W20開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法の一部を改正する法律」公布 		
2020年 (令和2年)			<ul style="list-style-type: none"> 「第5次秋田県男女共同参画推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「横手市男女共同参画行動計画第4次計画」策定

第4次計画策定経過

■：協議会
★：庁内検討委員会

期 日	内 容
令和2年	
6月29日	<p>■第1回横手市男女共同参画推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次横手市男女共同参画行動計画」令和元年度実績報告 ・「第4次横手市男女共同参画行動計画」の策定について
8月4日	<p>■★第2回横手市男女共同参画推進協議会 庁内検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演 特定非営利活動法人インクルいわて理事長 山屋理恵氏 「国等の最新動向の紹介」 ・作業部会に分かれ、第3次行動計画の成果について検証
9月24日	<p>■★第3回横手市男女共同参画推進協議会 庁内検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業部会にて第4次行動計画について協議
10月28日	<p>■★第4回横手市男女共同参画推進協議会 庁内検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業部会にて第4次行動計画について協議
11月27日	<p>■★第5回横手市男女共同参画推進協議会 庁内検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4次横手市男女共同参画行動計画」素案の検討
12月21日	<p>■第6回横手市男女共同参画推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次横手市男女共同参画行動計画」平成27年度上半期実績報告 ・「第4次横手市男女共同参画行動計画」の策定について
令和3年	
1月7日	政策会議・・・計画素案の報告
1月12日	政策会議・・・方向性の上承
1月18日	議会総務文教常任委員会・・・計画素案の報告
1月29日	議会全員協議会（行政課題説明会）・・・計画素案の報告
2月1日	～3月2日 パブリックコメントの実施
3月29日	<p>政策会議・・・内容の決定</p> <p>横手市男女共同参画推進協議会委員への報告</p> <p>関係機関等への送付</p>

第4次計画策定関係者名簿（敬称略）

■アドバイザー

特定非営利活動法人インクルいわて 理事長 山屋 理恵(内閣府男女共同参画推進連携会議構成員)

■横手市男女共同参画推進協議会委員

氏 名	所 属	氏 名	所 属
藤原 恵美子 (会長)	あきたF・F推進員	岩 野 洋 子	公 募
高橋 リカ (副会長)	増田地域	鈴 木 正 志	公 募
神 谷 光 子	横手地域	柿 崎 由美子	JA秋田ふるさと
柴 田 優 子	平鹿地域	有 馬 陽 子	横手青年会議所
小笠原 夏 子	雄物川地域	照 井 元	横手市PTA連合会
大 沼 ワカ子	大森地域	長谷川 聖 史	よこてすくすく子育てねっと
佐 藤 留 美	十文字地域	齊 藤 美 幸	秋田県南工業振興会
高 橋 朋 子	山内地域	戸 田 富紀子	大曲人権擁護委員協議会横手部会
寺 田 純 子	大雄地域	今 拓也	あきたF・F推進員
鈴 木 咲 子	横手市社会福祉協議会	井 上 博 子	あきたF・F推進員

■庁内検討委員会委員

部	課	氏 名
総務部	人事課	佐 藤 庄 平
	危機管理課	長 瀬 肇
健康福祉部	子育て支援課	佐 藤 久 司
	社会福祉課	高 橋 万 葉
	高齢ふれあい課	川 越 健一郎
	健康推進課	見 田 宏 子
	地域包括支援センター	細 川 博 司
農林部	食農推進課	鶴 田 知 子
商工観光部	商工労働課	石 川 知 博
教育委員会教育総務部	生涯学習課	小 松 正 衛
教育委員会教育指導部	教育指導課	小 川 由美子
まちづくり推進部 (事務局)	地域づくり支援課	首 藤 正 己
		信 太 正 樹
		今 野 亜希子